

令和 6 年度 南区自治協議会提案事業

南区まちづくり活動サポート事業

募集要項（案）

新潟市南区自治協議会

※本事業は、令和 6 年 3 月定例市議会で、令和 6 年度一般会計予算が可決された場合に事業実施となります。

1 概要

(1) 目的

この事業は、南区自治協議会が区の活性化に向けた事業を企業・団体から募り、南区まちづくり活動サポート事業（以下「本事業」という。）として区自治協議会提案事業の一部を委託することで、応募団体の多様な資源や新たな視点によるアイデアを活用し、より効果的な協働による事業展開を図ることを目的に実施するものである。

(2) 応募対象者

南区内で本事業を実施できる団体（NPO 法人，市民活動団体，町内会・自治会，公益法人，企業等）とする。ただし，次の①から④のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- ① 個人事業主
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団又は暴力団若しくは暴力団員との密接な関係のある企業若しくは団体
- ③ 宗教的活動又は政治的活動に関する団体
- ④ 団体の運営に関する定款又は相当する規則や会則などを備えていない団体

(3) 対象事業

南区自治協議会と連携して実施し，南区区ビジョンまちづくり計画に掲げる「目指す区のすがた^{*1}」のいずれかに資する事業とする。（過去に本事業により実施された事業は 1 回のみ再応募可能）

※1 「目指す区のすがた」

《ともに築く安心に支えられるまち》

《やさしさの輪が広がり，誰もが主役として活躍できるまち》

《行き交う人びとがにぎわいをもたらすまち》

《地域の宝に気づき，守り，魅力あふれるまち》

以下の事業は対象となりません。

- ① 本市及び他の公共団体並びに他の団体等が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- ② 区の活性化に資する事業でないもの，特定の個人や団体の利益を目的とするもの
- ③ 宗教的活動若しくは政治的活動を目的とするもの又は当該事業の効果が，宗教的活動若しくは政治的活動に対する援助，助長等につながると認められるもの
- ④ 本市や他の機関，団体などに対する陳情，要望となっているもの
- ⑤ 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの

- ⑥ 物品等の購入・配布を主たる目的とするもの
- ⑦ 事業の主たる効果が区外で生じるもの
- ⑧ 公序良俗に反するもの又はおそれのあるものなど適当でないと認められるもの
- ⑨ 当該事業により生じた利益，残余財産等を構成員に分配するもの
- ⑩ これまで実施していた新規性のないもの
- ⑪ 事業採択日以前もしくは令和7年2月28日（金）以降に実施するもの

(4) 事業費

1 事業につき 50 万円以内

- ※1 過去に本事業により実施している事業は，30 万円以内
- ※2 委託料として支払い，超過分は応募者の負担となります。また，採択された団体についても市の予算額に応じて委託料を減額する場合があります。

(5) 対象経費等

本事業に直接要するもので，必要最低限の経費を対象とする。
詳細は，別表1のとおりとする。ただし，次の経費を除く。

- ① 応募対象者の事務所等を維持するための経費
- ② 応募対象者の経常的な活動に要する経費
- ③ 応募対象者の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費
- ④ 応募対象者の構成員に対する本事業に関連しない人件費やそれに準ずる経費
- ⑤ 単価3万円（税込）を超える物品の購入費
- ⑥ その他，事業に直接関係ないと新潟市が認める経費

2 応募方法

(1) 募集説明会

募集説明会への出席は，応募の条件となります。

- ◆ 日時 令和6年3月25日（月）
午後6時から（質疑含め1時間程度）
- ◆ 会場 南区役所4階 403会議室
- ◆ 申し込み 令和6年3月21日（木）までに「(4) 申し込み・応募先」へ FAX かメールで

(2) 申請書類

- ① 事業提案書（別紙1）
- ② 収支予算書（別紙2）
- ③ 団体の概要に関する調書，定款・規則・会則等（別紙3）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙4）
- ※ ①～④の書類については，募集説明会で配布。また，新潟市南区ホームページからダウンロード可

(3) 応募締め切り

令和6年4月18日(木) 午後5時 必着

※ 「(4) 申し込み・応募先」へ郵送，メール又は直接持参

(4) 申し込み・応募先

〒 950-1292

新潟市南区白根 1235 番地 ※郵送の場合，住所の記載不要

南区役所地域総務課 企画・地域振興グループ

TEL : 025-372-6605

FAX : 025-373-2385

E-mail : chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp

3 審査

(1) 審査基準

審査項目	審査のポイント	配点
(1) 地域貢献	地域資源が活かされ，区民に開かれた活動であり，区の活性化につながる事業か。	40 点
(2) 発展性	新しい発想の事業であり，将来的に市内外に広く波及効果が見込まれるなど，発展性のある取り組みか。	20 点
(3) 実現性	組織体制，事業内容，スケジュール，予算が具体的に計画されているか。	20 点
(4) 継続性	委託期間が終了しても継続して取り組める内容になっているか。又は，その効果が継続して現れる事業になっているか。	20 点

【合計：100 点満点】

(2) 審査方法

上記審査基準に基づき，一次審査（書類審査），二次審査（プレゼンテーション審査）を実施します。

(3) 審査員

南区自治協議会の委員及び地域総務課長が務める。

4 スケジュール

令和6年2月22日(木)	募集開始
令和6年3月21日(木)	説明会申し込み締め切り
令和6年3月25日(月) 午後6時から	説明会開催(南区役所4階 403会議室) <u>※説明会への参加は応募の条件となります。</u>
令和6年4月18日(木)	応募締め切り
令和6年5月8日(水) 予定	一次審査(書類選考)結果通知発送
令和6年5月16日(木) 午後6時から(予定)	二次審査(プレゼンテーション)実施 南区役所4階 講堂(予定) <u>※一次審査通過者から参加していただきます。</u>
令和6年5月下旬	二次審査結果通知発送
事業採択通知日～ 令和7年2月28日(金)	事業実施
令和7年2月もしくは3月	南区自治協議会本会議での実施報告

※スケジュールに変更がある場合は通知いたします。

5 注意事項

(1) 採択の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、採択を取り消す。

- ① 虚偽、その他不正な手段により採択を受けたとき
- ② 決定内容、又はこれに付した条件に違反したとき

(2) その他

- ① 採択された内容が大幅に変わる場合、又は、事業費に20%以上の変更がある場合は、事務局と協議すること。変更内容によっては、採択が取り消しとなる場合がある。申請額の変更は、減額のみ可。
- ② 応募者は採択後、やむを得ない事情がある場合に限り、申請を取り消すことができる。

6 事業実施後に関する事項

(1) 報告書の提出

事業実施後、速やかに報告書を提出すること。

※報告書の様式は、採択時に送付します。

(2) 南区自治協議会での報告

年度末に開催する南区自治協議会本会議で、当事業の結果報告をすること。

7 問い合わせ先

〒 950-1292

新潟市南区白根 1235 番地

新潟市南区自治協議会

(事務局：南区役所地域総務課 企画・地域振興グループ)

TEL : 025-372-6605

FAX : 025-373-2385

E-mail : chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp

別 表 1

対 象 ・ 対 象 外 経 費 について

経費項目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）			
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に係り直接必要なスタッフへの謝礼等 ・ 催し物等を開催する場合の講師等への謝礼（1回1人5万円まで） ・ 調査及び研究に係る謝礼等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加賞・景品 （※2 家庭用品、文房具等、1人500円以内の物品） ・ 現金の代わりに渡す食べ物の箱詰め等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の団体運営のための人件費 ・ 弔慰金 ・ 参加賞・景品における金券 （図書カード、文房具券など） ・ アルコール類 			
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等の活動場所までの交通費の実費 ・ 講師等の宿泊費 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 航空料金、新幹線料金 高速バス代 高速道路料金 </td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td style="padding: 5px;"> 領収書の添付 （各交通機関発行のもの） </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンタカー利用（レンタカー代+燃料代） ・ 自家用車利用（単価の目安は22円/kmとします） 	航空料金、新幹線料金 高速バス代 高速道路料金	}	領収書の添付 （各交通機関発行のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催し物参加者や主催関係者への交通費 ・ 国外への旅費
航空料金、新幹線料金 高速バス代 高速道路料金	}	領収書の添付 （各交通機関発行のもの）			
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1品3万円未満の物品の購入費用 （事務用品、資料作成のためのコピー用紙などの消耗品） ・ 事業に係る材料の購入費、原材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業以外に使用する消耗品等の購入費用 ・ 比較的長く、その商品価値をとどめるもの。長期の使用に耐えるもの。 ・ 配布を目的とした物品（防犯・災害グッズ、火災警報器、ごみカレンダー等） 			
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係るチラシ、パンフレット等の印刷費、デザイン費 ・ 会議資料コピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業以外に要するコピー代・印刷製本費 			
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係る開催通知や資料送付に必要な切手代や宅配便代等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業以外に要する切手代 ・ 電話代・インターネット代 			
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント保険掛金・ボランティア保険掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が任意で加入する保険料等 			
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識や技術を要する業務の委託費用 （調査・分析、コンサルタント業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業の再委託費用 			
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催し物等を開催するための会場使用料 ・ 対象事業に要する機器や物品等の借り上げ料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所としての施設の使用料 ・ 施設等の入場料・利用料 			
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費を金融機関から振り込む際の振込み手数料 ・ 官公庁などへの許可や届出にかかる手数料 				

食糧費	・安全対策上必要と思われる水、お茶、スポーツドリンク (炎天下での清掃活動やウォーキングなど) ・講師等の飲み物代	・アルコール類
その他	・上記以外で、対象事業の実施に必要であると市長が認めたもの	

- ※1 団体の維持経費・経常経費および人件費は対象になりません。
- ※2 報償費（参加賞・景品）において、1人500円を超えるものは全額対象外として扱います。
- ※3 当該事業に直接要する場合でも、備品（1品3万円以上のもの）購入費、工事請負費は対象になりません。
- ※4 領収書等がない等用途が不明なものは対象になりません。
- ※5 対象となる経費は、事業採択通知日から令和7年2月28日（金）までに実施した事業の経費が対象となります。
- ※6 委託料は提出された申請書などを審査したうえで決定するため、申請額について全額認められない場合があります。

令和 年 月 日

南区自治協議会長 宛

南区まちづくり活動サポート事業
事業提案書

提案 団体・企業	
事業名	
事業概要	事業内容（目的，内容，対象者・人数，期間等）
	事業スケジュール

	事業効果, 発展性
	事業の継続性
事業費	円 (税込額)

収支予算書			
収入内訳			
収入項目	金額	内 訳	
南区まちづくり活動サポート事業委託料	円	新潟市からの委託料	
	円		
	円		
収入合計	円		
支出内訳			
支出項目	金額	内 訳	委託料充 当
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
支出合計	円		

※ 支出内訳で、南区まちづくり活動サポート事業委託料を充当する項目は、「委託料充当」欄に○を記入してください。

※ 対象経費は、原則として次のとおりです。

〔 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、手数料、その他市長が認める経費 〕

▶食糧費は、健康管理上必要なもののみ対象にできます。

▶事業実施に直接関係のない企業・団体運営に関する人件費、事業所賃借料、光熱水費などの経費（それらと明確に区別できない経費も含む）は対象外となります。

令和 年 月 日

提案企業・団体の概要に関する調書

提案 企業・団体	企業・団体名：	
	企業・団体所在地：	
代表者	氏名：	
	住所：	
主たる事務所（連絡先） の所在地及び連絡責任者	郵便番号：〒	
	所在地：	
	電話番号/FAX：	
	電子メール：	
連絡先	担当者名：	
	担当者住所：	
	電話番号/FAX：	
	電子メール：	
事業に携わる主なメンバーを記入してください。 (代表者以外)	氏名	住所
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
	⑪	
	⑫	
⑬		

	会員数： 名
企業・団体の 主な活動(こ れまでの地 域貢献など の活動実績)	
特記事項	

※ 企業・団体の定款，規則，会則等の書類を提出してください。(様式任意)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、「南区まちづくり活動サポート事業」への応募を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき別紙名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）

氏 名

Ⓜ

生年月日（昭和・平成） 年 月 日

南区自治協議会会長 宛